

第4章 予算の概要	17
6. 予算の効率的・効果的な執行に向けた対応	56

6. 予算の効率的・効果的な執行に向けた対応

6. 1. 行政事業レビュー

「行政事業レビューの実施等について」（2013年4月5日閣議決定）において、政府は、毎年、行政事業レビューを実施することにより、各府省庁が所掌する事業のより効果的かつ効率的な実施並びに国の行政に関する国民への説明責任及び透明性の確保を図り、もって国民に信頼される質の高い行政の実現を図ることとされた。行政事業レビューの実施等に当たっては、統一的かつ効率的に実施する観点から、行政改革推進会議において、「行政事業レビュー実施要領」（2013年4月2日策定、2022年3月25日改正）を策定し、各府省庁に共通する手続の策定等を行い、これを推進することとした。

経済産業省においても、行政事業レビューを実施するため、「令和4年度 経済産業省行政事業レビュー行動計画」（2022年4月）を策定。原則として2021年度に実施した事業（ただし、事務的経費、人件費等は除く）を対象に、その実績について評価を行い、結果を公表するとともに、2023年度予算要求及び予算執行に反映した。

（1）公開プロセス

2022年度は、6月13日・14日の2日間にわたって公開プロセスを実施した。事業の選定に当たっては、行政改革推進本部の示した基準等を踏まえた上、事業規模や政策分野のバランス等を考慮し、6事業を選定した。

公開プロセスの評決結果及びその後の対応方針は、以下の通りである。

〈公開プロセス結果〉

（単位：億円）

	指摘	指摘を踏まえた対応	4年度 予算額	5年度 要求額	反映額 (対前年度)
中小企業等事業再構築促進事業	<p><補助対象について検討を深めるべき。></p> <p>></p> <p>○中小企業から中堅企業への卒業を促進させるような仕組みを検討すべき。</p> <p><適切な予算執行がなされているか。></p> <p>○不適切な採択がされないよう、審査を厳重に行うべき。</p> <p>○不採択となった事業者へのフォローを行う体制を整備すべき。</p> <p><事業の効果検証を検討すべき。></p> <p>○コロナ支援事業の効果分析を事後検証できるような形でデータ蓄積すべき。</p> <p>○事業者の事業計画策定をサポートする認定支援機関の質を高めるための体制づくりを検討すべき。</p>	<p><補助対象について検討を深めるべき。></p> <p>></p> <p>○第6回公募より、中堅企業への成長を目指す事業者に対する「卒業枠」は廃止したものの、中堅企業への成長を促すことは引き続き重要であると考えており、</p> <p>①第3回公募より、従業員規模別に補助上限額を段階的に設定する、②第6回公募より、グリーン成長枠において中堅企業の補助上限額を中小企業よりも引き上げる、③第6回公募より、成長パスにあるとされる企業群である中小企業等経営強化法における「特定事業者」への加点を行うなど、卒業に対する各種のインセンティブを設けた制度設計としている。</p> <p><適切な予算執行がなされているか。></p>	0	0	0

	<p><その他></p> <p>○本事業については、付加価値の結果によって、関わった認定支援機関の評価を行い、その結果を公表することが必要である。</p> <p>○データの蓄積とともに、毎年度の成果の状況の公表が重要。その際、すべての採択案件がうまく進むことにはならないので、すべてうまくいっているように取り繕うのではなく、うまくいっていないことも公表したうえで、なぜできていないかの課題を整理して次につなげるような仕組みを作ることが重要。</p> <p>○フォローアップの仕組みの具体化も継続して検討していただきたい。</p> <p>○中小企業のあり方をどう考えるか、というマクロ的な観点を見失わないこと、一方で、中小企業のデータベースを徹底すること、さらに、申請要件や認定支援機関も含め、あかず様々な見直しをしていくことが欠かせないと考える。そうしたことが幅広く進むことを期待したい。</p>	<p>○事務局において、申請要件の確認のみならず、重複案件の排除や法令違反の疑いがある案件には注意を促すなど、慎重に審査した上で採択案件を決定しており、引き続ききめ細かい審査を徹底していく。</p> <p>○不採択となった事業者に対しては、書面審査員のコメントを開示するなど、次回申請や補助金外での事業実施に向けたブラッシュアップに役立てていただく仕組みを構築している。事業計画の作成に慣れていない事業者に向け、評価の高い事業計画の掲載や支援ツールの周知等、更なるフォローを検討していく。</p> <p><事業の効果検証を検討すべき。></p> <p>○事業計画は補助事業実施期間に加え3-5年で策定されており、効果検証という観点では令和7年度実績が検証可能な最初の実績となる予定。不採択となった事業者にも一定のデータ提供を求める仕組みを設けており、こうした仕組みも活用しながら、今後採択事業者と不採択事業者の比較分析を行うなど、データを蓄積しつつ、事後検証に取り組んでまいりたい。</p> <p>○認定支援機関の質の向上に向け、事業者が躓きやすいポイントを周知する勉強会の実施を検討中。採択事業者の付加価値額向上状況に基づく認定支援機関の評価は、3～5年の事業計画を前提としているため現段階では評価が難しいが、採択率の高い認定支援機関の公表を検討している。</p>			
<p>中小企業生産性革命推進事業</p>	<p><適切な予算執行がなされているか。></p> <p>○各補助金の執行体制について、事務局の運営や再委託先の採択をしっかり監督すべき。</p> <p>○同じ事業者が同時に複数の補助金を受給する際に、同じ事業を対象としていな</p>	<p><適切な予算執行がなされているか。></p> <p>○補助金の交付主体である中小機構や補助事業実施事務局と定期的に補助金の実施内容の見直しを行うとともに、事業進捗の状況報告を受けている。今後も引き続き補助金の適正な執行に取り組んでい</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>

いか厳しく審査すべき。

○労働生産性が低い業種に集中することで効率的な事業展開を行うべき。

○正しく必要な会社に、やる気のある会社に資金が行っているのかどうか、を見るべきで、その意味ではアウトカムが中途半端に見える。

<成果測定方法を十分に検討すべき。>

○労働生産性を上げるための事業としてのアウトカムの定め方を改めて検討すべき。

○事業効果の分析を精緻にするために収集するデータ等を見直すべき。

○複数の事業を統合しているため、個々の事業成果が分かるようにすべき。

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた時期を基準値にすると、成長目標の達成が容易になってしまい、適切な成果測定にならないため、比較対象をよく検討すべき。

<その他>

○R I E T I など研究機関が本事業のデータ分析を行っていることは、非常に望ましい。他の事業も見習うべきであり、R I E T I 以外の研究機関も分析が容易になることを期待したい。

○本事業のどこに公共性があるのかを常に問い続ける必要がある。本補助金が企業の成長をうながし、企業の所得を高め、将来的な税収につながるものがベストであり、そういった補助金のあり方を常に目指すべきである。

○現時点では個別4補助金を統合した効果があまり見えず全体像が見えにくくなってしまっている。4補助金全体のアウトカムを再度検討する必要がある。根源的には中小企業に活力を取り戻すこと、これをいかに数値化するかが必要（インパクトに記載されている中小企業従業員の付加価値額の向上も一案）。

○補助をもらっている事業者ともらっていない事業者との比較が必要。特に4補

く。

○他の補助金に申請した事業と同一内容の取組の場合は補助対象外としており、同一の事業内容で同時に複数の補助金の交付を受けることができない仕組みとしている。今後も申請内容を確認して、重複交付とならないように厳しく審査を行う。また、交付後などに虚偽の申告にて重複交付が発覚した場合、交付決定の取消などの対応も厳重に執り行う。

<成果測定方法を十分に検討すべき。>

○生産性革命推進事業全体としては、補助事業者全体の労働生産性向上をアウトカムとして設定している。また、共通の目標に加え、各補助金の性質に応じたアウトカム指標・目標を設定している。例えば、革新的な製品の開発等に必要な設備投資等を支援するものづくり補助金では、新製品開発による売上増を通じ付加価値額が上がった場合、事業拡大に伴って雇用を増やすこともあり得るが、そうした場合労働生産性は必ずしも上がるわけではなく、全事業者に労働生産性の上昇を求めることは不適切な場合も想定されるため、付加価値額の増加をアウトカムに設定している。さらに、付加価値額が増加したにもかかわらず、給与支給総額及び最低賃金要件が未達の場合には、補助金額の一部返還を求める仕組みを導入することで、実効性を確保している。

○また、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した成果測定に関しては、例えばものづくり補助金では、付加価値額年率平均3%向上を成果目標としているが、リーマンショック後の中小企業における付加価値額の推移を分析すると、2009年から2014年にかけての伸び率は年率平均1%程度であることに鑑みれば、大きな経済の落ち込みがあった後でも、年率平均3%を達成することは決して容易ではない。また、IT導入補助金では、労働生産性を1年後に3%、3年後に9%上昇する事業計画の提出を要件

	<p>助金それぞれで分析することによって、補助金の効果が見えてくる。</p> <p>○中小企業に活力があることは日本の経済にとって重要である。この政策もそのために役立つ必要がある。そのため、最終的には中小企業に活力が生じ、雇用も増え、法人税の徴税も増加することが必要である。アウトカムを適正に置く必要があるということなのではないか。</p>	<p>にしているが、中小企業の労働生産性はリーマンショック時を含め長らく横ばい傾向が続いており、また直近の調査でもマイナス成長であることなどを鑑みれば、現時点の成果目標も高い目標設定であると考ええる。</p> <p><その他></p> <p><事業データ分析において、データ集計方法には工夫をすべき。></p> <p>○採択事業者と不採択事業者における補助金の効果の測定については、既にいくつかの補助金においてR I E T Iにデータを提供して分析を進めてきたが、都道府県の補助金など分析対象とは異なる補助金の影響の把握が困難であることが指摘される等の結果が出ているところ。さらなる分析、考察は今後の課題として、引き続き検証に必要なデータの整備方法などについて検討を行う。</p> <p><4 補助金全体のアウトカムを再度検討する必要がある。中小企業従業員の付加価値額の向上も一案。></p> <p>○4 補助金全体の成果目標として、「労働生産性の向上」を設定しており、4 補助金を統合した効果を発揮させることで、その達成を目指しているところ。</p> <p><企業の所得を高め、将来的な税収にかなげるために、補助金のあり方を目指すべき。></p> <p>○例えば、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金では、事業化K P I や企業K P I の目標を立て、事業化率、付加価値額年率、給与支給総額年率の目標を立て、事業の成果指標としている。今後も、企業の所得を高めるような事業の目標設定について、検討を行う。</p>			
<p>サプライチェーン対策のための国内投資促進事業</p>	<p><事業の在り方、継続について検討すべき。></p> <p>○アウトカムに設定した当初の目標を一定程度達成した際の支援の在り方を検討すべき。</p>	<p>サプライチェーン対策のための国内投資促進事業においては、令和4年3月から5月まで実施した3次公募の採択事業を令和4年7月1日に決定したところであり、現時点で次回公募について具体的な</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>

	<p>○中小企業施策としては様々な補助金があり、冗長性がないよう精査すべき。</p> <p>○サプライチェーンを維持することは大事である一方、海外での維持も本来は問題がないはず。経済安全保障の観点で完全に重要なものに限るべきではないか。</p> <p><補助対象について検討を深めるべき。></p> <p>></p> <p>○生産拠点の国内回帰を公費で進めると市場を歪めてしまうため、どこに公共性があるか考えるべき。</p> <p>○生産拠点が特定の地域に集積しすぎないようにすべき。</p> <p>○その時々的情勢を見て柔軟に対応できるよう補助対象を検討すべき。</p> <p>○一方、本当に必要なものが何かを見極め、それは最低限確保する、という二兎を追う方向で抜本的に改善してもらえれば、意義はある。</p> <p><その他></p> <p>○国内回帰を考える企業の情報は、自治体にとって重要なので、何らかの形で情報提供があれば望ましい。</p> <p>○コロナ後には再び海外と競争することになるため、中長期的にサプライチェーンをどの程度設置するのかを今から考えておく必要がある。</p> <p>○市場をゆがめないことがことのほか大事。一方、経済安全保障の観点も大事である。この事業は、経済安全保障上、最低限必要な量を確保する、そのためにどうするか、という発想にかえる必要があるのではないか。視点自体はよいと思うが、これまでの経験にも則り、あまり無理矢理に国内投資を促進する必要があるとは思わない（いずれリスクになるのではなかるうか）。</p>	<p>予定はないが、ご指摘のように市場に与える影響やコロナ後の国際競争におけるサプライチェーンのあり方、経済安全保障政策の議論等を踏まえて、本事業の今後のあり方を引き続き検討していく。</p>			
<p>石油コンビナートの生産性向上及び強靱化推進事業費</p>	<p><成果目標は適切に設定されているのか。></p> <p>○1つの事業の中に複数のメニューがあるため、それぞれの事業におけるアウトプット・アウトカムが不明確にならない</p>	<p><成果目標は適切に設定されているのか。></p> <p>○それぞれの事業について、アウトプット、アウトカムを詳細に書くことによって、事業ごとの記載を明確化。</p>	75	96	21

よう、それぞれの事業の成果を明確に測定する方法を検討すべき。

○目標を達成するために本事業において支援する必要がある製油所等の箇所数を精査すべき。

<適切な予算執行はなされているか。>

○毎年度の執行額に変動が大きく、翌年度への繰越も多い原因を分析するとともに、予算執行の在り方を検討すべき。

○現在の事業者等のニーズに沿った事業規模や支援メニューとなっているか見直しを検討すべき。

<補助対象について検討を深めるべき。>

○単なる事業の補助とならないよう、コンビナートの強靱化や経営基盤の強靱化を図る補助事業を実施すべき。

○開始して10年経過し、これまでの事業も一巡しているため、必要性を含め事業全体の見直しを検討すべき。

○生産性向上よりも、脱炭素化にウェイトを移していくことを検討すべき。

<その他>

○生産性向上（複数事業者間・革新的取り組み）については、必ずしも事業者にニーズがあるか（安定供給を脅かすような具体的な懸念があるのか）、あるとして、これを国が支援する必要がどの程度あるのか、より実証的な検証をした上、見直しも検討すべきではないか。

○日本はエネルギー政策が重要なので、いくつもの選択肢を持つておく必要はあると思われ、石油についても、安定供給は重要だと思われる。成果指標については、件数を示す場合に、件数と置くこととしたその根拠となる考え方（強靱化の達成指標や生産性向上の判断指標など）もあわせて示しておいた方が、誤解を招かないのではないと思われる。

○中長期的には石油のウェイトが低下することが想定される。今後の整備基準の

<適切な予算執行はなされているか。>

○翌年度への繰越額が多くなった原因としては、新型コロナウイルス感染症による工事等の遅れが挙げられる。

○予算執行のあり方については、事業者のニーズと実際に事業を行う製油所を精査して執行を行う。

<補助対象について検討を深めるべき。>

>

<その他>

○脱炭素化の流れや事業者のニーズに沿った事業とするため、令和5年度事業より、事業の組み換えを行う。

○生産性向上の事業を、バイオ燃料等の次世代燃料を安定供給していくための環境整備等の支援を行うための事業に転換していく。

	<p>ハードルをあげ明確化することで、補助対象を絞り込むことが必要ではないか。</p> <p>○「脱炭素化に関わる事業」に重点を置いて支援するなど、日本を取り巻く環境変化を捉えて支援メニューを柔軟に見直ししながら進めていただきたい。</p> <p>○エネルギーのない国であるため、石油コンビナートの維持も戦略として重要になる部分はあると思っています。しかし、流れとして石油は座礁資産である、との見方は世界的な判断でもあるため、どの程度を日本の経済安全保障の観点から必要なのかを常に見直してもらうことが肝要だと思います。当該事業は政策維持に必要なため賛成ですが、どこまで継続するかなどは厳しく見ていく必要があると思っています。</p>				
<p>クリーンエネルギー自動車導入促進補助金</p>	<p><目標達成に向けた支援を実施すべき。></p> <p>></p> <p>○運輸部門のカーボンニュートラルの実現に向けた自動車分野の道筋を明確にすべき。</p> <p>○我が国の自動車産業が引き続き国際競争力を維持できるような道筋を明確にすべき。</p> <p>○目標達成に向け、諸外国の動向も踏まえながら、導入補助だけでなく、規制による誘導や技術開発支援など包括的な支援パッケージとすべき。</p> <p>○諸外国の状況も踏まえ、これまでの金額に囚われずに、支援の量・質について随時柔軟に変えながら支援を進めていただきたい。</p> <p><成果目標、成果実績は適切に設定されているのか。></p> <p>○カーボンニュートラルの実現に向け、本事業のみでの成果目標の設定を検討すべき。</p> <p>○他の要因もあり本事業のみでの設定が難しい場合も、2030年の成果目標への道筋、さらに2050年CN実現への道筋をわかりやすく示すべき。</p>	<p><目標達成に向けた支援を実施すべき。></p> <p>></p> <p>○令和3年6月策定のグリーン成長戦略や令和3年10月閣議決定のエネルギー基本計画等において、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現できるよう包括的な措置を講ずることとしており、過去の政策効果や諸外国の動向も踏まえながら、燃費規制、公共調達の推進、充電インフラ拡充、導入支援、買換え促進等、規制的手法とインセンティブ措置を両輪として取り組む。</p> <p><成果目標、成果実績は適切に設定されているのか。></p> <p>○2050年カーボンニュートラルに向けては、運輸部門の脱炭素化は必須であり、特に自動車の電動化への対応は重要。電動車の販売台数割合は2019年度:35%から2021年度:41.7%まで増加しており、引き続き本事業の実施等を通じて、2035年までに乗用車の新車販売で電動車100%を実現できるように、導入を促進していく。</p> <p><事業の効果検証を検討すべき。></p> <p>○過去行ってきた補助事業について、導</p>	<p>140</p>	<p>430</p>	<p>290</p>

	<p><事業の効果検証を検討すべき。></p> <p>○長年実施してきたエコカーへの補助について、導入台数や車両価格の低減など事業の効果を検証すべき。</p> <p>○補助事業が効率的に実施できているか、B to C事業でもあることを踏まえて検証すべき。</p> <p><その他></p> <p>○エネルギー供給源の分散化による大規模停電のリスクの軽減がどの程度効果的なのかはよくわからないものの、いざというときにどのように活用すべきか、ユーザーは公費による補助を受けているのであり、緊急時にいかに公平に資源を活用するかについて、平時からの広報を通じた国民の理解が重要と思われる。</p> <p>○最終的なゴールはカーボンニュートラルの実現になるので、この事業でどれだけの寄与があるのかは常に明示できるとよい。</p> <p>○長年同じ団体に補助をし続けると形骸化する恐れがあるので、補助金配分団体のチェックも定期的に行う必要がある。</p> <p>○補助金が購入インセンティブに必ずしもなっているとはいえない。規制との組み合わせも必要。</p> <p>○あわせて、電気自動車に入れ替わる場合のインフラ整備が後手に回らないよう、計画的にしっかり行われることもお願いしたい。</p>	<p>入数や価格低減などの観点を含め、効果検証を行うための方策を検討していく。</p> <p><その他></p> <p>○執行団体が適切な補助金の執行や管理を行っているか監視すべく、定期的に確認を行っていく。</p>			
<p>A I ・ I o T等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金</p>	<p><効果測定の実施方法を十分検討すべき。></p> <p>○個別機器の効果とは別に、事業全体の費用対効果について他事業と比較するなどして検証すべき。</p> <p><補助事業者の選定を適切に行うべき。></p> <p>○補助金を交付する事務局の選定に競争性を持たせるべき。</p> <p><2050年CNに向けた事業のあり方を検討すべき。></p>	<p><効果測定の実施方法を十分検討すべき。></p> <p>○本事業全体の費用対効果について、行政事業レビューシートで公表されている1 tあたりのCO₂削減コストが、他省庁の運輸関連の補助金と比較して、必ずしも低いものではないと考えられるが、引き続き、毎年度、事業内容・結果の検証・分析を行い、不断に費用対効果の向上に努めていく。</p> <p><補助事業者の選定を適切に行うべき。></p>	62	62	0

○2050年CN達成の観点から補助金をどう有効活用していくのか検討すべき。

<その他>

○トラック輸送の省エネ推進事業は、これを受ける企業にメリットをもたらすものでもあるので、補助率が適正か否か、さらに定額補助にすることを含め、さらに検討すべき。

○どの事業も必要と思いますが、適宜、事業の効率化を図っていただきたいと思えます。また、補助の終了（自立のタイミング）をきちんと見極めていただければと思います。

○球状船首ブリッジのように、効果を感じて非補助案件が出るような好事例があるからこそ出口戦略もセットで考えられるのではないかと。

○他事業との費用対効果を見ても悪くないことから考えると、省エネを実現する目標に向けて本事業に一時的に集中投下することも考えられる。

○システムの導入補助に留まらず、獲得したデータの活用や優良事例の共有等の横展開を通じて、補助の効果を最大化する取り組みを継続して推進して頂きたい。

○省エネに焦点を当てて、各セクターの頑張りを推進できている、と考えると、後押しできるものだと思います。しかし、どこかで、省エネなども含め、補助なしにしていける可能性があると思います。そのため、必要ないと考えられるものは、撤廃することは重要です。そのボーダーライン（卒業ライン）が厳格に見えてくるとよいと思います。

○令和3年度までは一社応札の状況が続いていたが、令和4年度事業より、事務局選定に当たり、複数事業者による参画を得られやすくし、競争性を確保するために、個別の事業の執行のみであっても入札を受け付ける「事業選択入札方式」を新たに導入するという見直しを行った結果、令和3年度まで採択されていた企業以外の複数の企業から応募があった。これにより令和4年度の事務局の選定に当たってはこれまでと比べて競争性を確保できたと考えられるため、令和5年度も「事業選択入札方式」による選定を行うとともに、更なる競争性の確保に向けて、執行の事務負担軽減のための方策を検討するなど複数事業者が参画しやすい環境の整備に努める。

<2050年CNに向けた事業のあり方を検討すべき。>

○2050年のCNの達成には、徹底した省エネ対策と燃料の非化石化の両面から進めていくことが必要不可欠であり、本予算は、運輸部門における徹底した省エネ対策を推進すべく、省エネ効果の高い取組に集中して補助していくことで、自立普及を目指しつつ限られた予算を最大限有効活用していく。

<その他>

○トラック輸送の省エネ化推進事業の補助率・補助額のあり方については、令和4年度事業より、省エネの計画値が要件を満たすより多くの事業者を支援できるよう、1事業者が補助を受けられる車両動態管理システムの台数に上限を設定するとともに、1台当りの補助上限額（省エネ効果が高い上位5機種の平均価格の1/2）を設定するという見直しを行った。

○今後、各事業の2030年度目標達成に向けた貢献度や、追加的課題の有無も評価し、効果のないものは縮小し、効果のあるものは重点的に予算を付けるなど、事

		業内容を不断に見直しながら、本事業を推進していく。 ○これまでも講演会やガイドブックによる成果の横展開や、省エネの格付制度や表彰制度との連携を通じた優良事例の共有を行ってきたところだが、引き続き、このような形での優良事例の共有や獲得したデータの活用等横展開を実施するとともに、更なる補助効果の向上策について検討していく。			
--	--	---	--	--	--

(2) 行政事業レビュー結果の反映

予算要求プロセスに併せて行政事業レビューを行い、その結果を2023年度概算要求に反映した。反映結果は以下のとおりである。

<行政事業レビュー最終取りまとめ結果>

(単位：百万円)

一 般 会 計						
2022年度行政事業 レビュー対象 事業数	「廃止」事業		「縮減」事業		「廃止」「縮減」事業計	
	事業数	反映額	事業数	反映額	事業数	反映額
197	2	▲331	1	▲541	3	▲872

特 別 会 計						
2022年度行政事業 レビュー対象 事業数	「廃止」事業		「縮減」事業		「廃止」「縮減」事業計	
	事業数	反映額	事業数	反映額	事業数	反映額
217	3	▲10,162	7	▲882	10	▲11,044

6. 2. 契約等評価監視委員会

「随意契約の適正化の一層の推進について」(2007年11月2日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議決定)において、全ての省庁に第三者機関の設置が求められたことを踏まえ、2007年11月に経済産業省契約評価監視委員会を設置。2022年度は1回開催し、4件の契約を抽出し契約に係る手続の適正性等に関する審議を実施した。また、経済産業

省の基金事業の執行の適正確保等に関する審議を実施した。

(契約等評価監視委員会の委員) ※2023年3月31日現在。敬称略。

梶川融 (太陽有限責任監査法人代表社員会長) ※委員長

梅野晴一郎 (長島・大野・常松法律事務所弁護士)

金子良太 (國學院大學経済学部教授)

川澤良子 (Social Policy Lab 株式会社 代表取締役)

木村琢麿 (千葉大学大学院社会科学研究院教授)

藤居俊之 (東京工業大学物質理工学院教授)

6. 3. 調達改善計画

(1) 計画の策定

行政改革推進本部決定「調達改善の取組の推進について」(2013年4月5日)に基づき、調達改善のための取組を推進するため、2022年3月に「令和4年度経済産業省調達改善計画」(以下「計画」という。)を策定した。取組内容として、(1)一者応札改善に向けた取組、(2)公募(入札可能性調査)の実施拡大及び調達価格の妥当性評価の推進、(3)調達に関する公平性・透明性確保のための取組、(4)出張旅費・業務の効率化、(5)情報システム調達の改善、(6)ベンチャー企業をはじめとした新規業者からの調達改善などを盛り込んだ。

(2) 自己評価

上半期終了後及び年度終了後、計画の実施状況について自己評価を実施した(上半期終了後の評価は2022年11月公表、年度終了後の評価は2023年7月公表)。自己評価においては、(ア)「一者応札問題の改善策」の実行を徹底し、①一者応札比率が2022年度32.4%と、計画で2022年度までの目標としていた31.8%(2011年度41.8%比▲10%ポイント改善)について目標値には到達しておらず、引き続き改善策を徹底する必要があること、②形式的な競争入札を行うことを不要とするため、必要な技術又は設備等を明示した上で参加者を募る「公募(入札可能性調査)」を69件実施したこと、③スケールメリットによる効果を出すため、共同調達を実施したこと、④一層安価で効率的な調達を可能とするため、インターネット(クレジットカード活用)による調達を実施したこと等につき、評価を行った。

6. 4. 調達等の在り方に関する検討会

2020年度に立ち上げた「調達等の在り方に関する検討会」では、多数の事業者に国費を支出する大規模な事業の適切な調達・執行手続きに関して議論を行い、以下のような新たなルールを定めて、2021年1月より実際の調達・執行手続きにて適用した。

- ①職員が事業者に接触する際には、接触記録表の作成を義務付け、仕様書案を公表する。
- ②審査委員の属性、審査委員会の議事概要、全応札者名や採点結果を開示する。
- ③事業の中核部分の再委託を禁止し、再委託費率が高い場合は理由書を提出させる。
- ④国が再委託・外注先の経費の確認を直接実施できるようにする。
- ⑤特定事業者の利益を害するおそれがある場合を除き、履行体制図を公表することを原則とする。
- ⑥一般管理費は自ら実施する事業にのみ計上し、一般管理費率の上限比率も見直す。

また、2021年度には2021年1月から適用したルールに関して、間接補助事務局事業の一方応募の改善や、再委託費率の高い事業に関する構造的課題について議論を行った。

（調達等の在り方に関する検討会の委員） ※2023年3月31日現在。敬称略。

梶川融（太陽有限責任監査法人代表社員会長）※委員長

梅野晴一郎（長島・大野・常松法律事務所弁護士）

金子良太（國學院大學経済学部教授）

川澤良子（Social Policy Lab 株式会社 代表取締役）

木村琢磨（千葉大学大学院社会科学研究院教授）

藤居俊之（東京工業大学物質理工学院教授）